

# Smiles for the Public

— 人々が笑顔になれる社会をつくる —



## 第73回

## 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2021年6月22日（火）午前10時

**場所** 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号  
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役4名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席は、流行状況や健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。
- ・開催日現在の状況に応じ、総会会場では、感染拡大防止の措置を講じてまいります。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
- ・議決権行使については、書面またはインターネットによる方法もあわせてご利用ください。詳細はP1～2をご参照ください。
- ・本年は、お土産のご提供および各種催し等は全て取り止めさせていただきます。

# 目 次

## ■ 第73回定時株主総会招集ご通知

(添付書類)

## ■ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## ■ 事業報告

## ■ 連結計算書類

## ■ 計算書類

## ■ 監査報告書

## ● 議決権行使のご案内

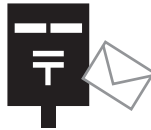
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の方法がございます。

### 株主総会へ 出席する場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 議決権行使書を 郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を表示のうえ、下記行使期限までに到着するようにご返送ください。

### インターネットに より行使する場合



次頁の「インターネットによる議決権行使について」に記載の方法にて行使手続きをしてください。

### 株主総会開催日時

2021年6月22日(火曜日)  
午前10時

### 行使期限(到着分)

2021年6月21日(月曜日)  
午後5時30分

### 行使期限(手続完了)

2021年6月21日(月曜日)  
午後5時30分

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

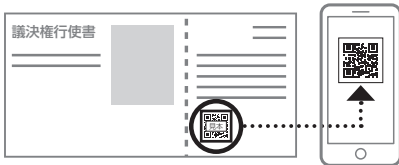
# インターネットによる議決権行使について

行使期限 **2021年6月21日(月曜日)午後5時30分まで**

## QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。
- 2 新しいパスワードを登録し、送信をクリック。
- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主さまのご負担となります。

## 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## システム等に関するお問い合わせ

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) (受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号

T O A 株式会社

代表取締役社長 竹内一弘

## 第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、前述のご案内に従って2021年6月21日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時	2021年6月22日（火曜日）午前10時 [開場 午前9時30分]
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<p>●報告事項</p> <p>1. 第73期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人および監査役会の第73期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役4名選任の件</p> <p>第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	1頁から2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

## お知らせ

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ① 事業報告
    - ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
    - ・ 会社の支配に関する基本方針
  - ② 連結計算書類
    - ・ 連結株主資本等変動計算書
    - ・ 連結注記表
  - ③ 計算書類
    - ・ 株主資本等変動計算書
    - ・ 個別注記表
- 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

### 1.株主の皆さまへのお願い

- ・株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にご留意いただき、株主の皆さまの安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせていただくことも含めて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会における議決権の行使は、株主の皆さまの大切な権利となります。ご来場いただくほかに、書面またはインターネット等による議決権行使もできますので、1頁から2頁に記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、積極的なご利用をお願い申し上げます。

### 2.ご来場いただく株主さまへのお願い

- ・直近の感染拡大状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場ください。
- ・会場内では、マスクの常時着用と、受付での手指のアルコール消毒および検温にご協力ください。
- ・当日の開場は、開始時刻午前10時の30分前から（午前9時30分から）とさせていただきますので、ご注意ください。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間で進行予定しておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ・体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフからお声がけをさせていただき、ご入場のお断り、または、ご退場をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 3.当社の対応について

- ・当日、登壇役員・執行役員および運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場入口付近にアルコール消毒液の設置およびマスクの配布を行います。
- ・株主さまのお席の間隔を広く取るため、席数を少なくしておりますので、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ・本年はお土産の配布をいたしません。また、株主総会後の各種催し等は全て取り止め、ならびにお茶等の飲料のご提供も中止とさせていただきます。

なお、今後の状況変化により、上記対応について変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) にてお知らせいたします。



当社ウェブサイトは、こちらからご覧いただけます。

(<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>)

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、安定配当10円とさせていただきますと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額325,194,230円


なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり20円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月23日





候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たけうち かずひろ <b>竹内 一弘</b> (1958年7月26日生)</p>  <p style="text-align: center;"><b>重任</b></p>	<p>1981年4月 当社入社  2000年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長  2003年4月 当社首都圏営業統括部長  2003年11月 当社執行役員首都圏営業統括部長  2004年10月 当社執行役員東日本営業統括部長  2006年11月 当社執行役員営業本部副本部長  2007年4月 当社執行役員営業本部長  2007年6月 当社取締役、執行役員営業本部長  2010年4月 当社取締役、常務執行役員営業本部長  2015年4月 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長  2016年4月 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長  兼開発本部長  2017年6月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>取締役候補者とした理由  竹内一弘氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり国内営業部門を牽引したことに加え、開発部門も統括した実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	52,587株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>ほった まさと <b>堀田 昌人</b> (1958年7月18日生)</p>  <p><b>重任</b></p>	<p>1982年4月 当社入社  2000年4月 当社営業本部東京支店東京営業部長  2001年4月 当社営業本部東京支店首都営業部長  2001年10月 当社東日本営業統括部担当部長  2003年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長  2005年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長  2007年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長  兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長  2008年6月 当社執行役員TOA (CHINA) LIMITED.社長  兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長  2009年4月 当社執行役員海外営業本部中国・東アジア営業部長  兼TOA (CHINA) LIMITED.社長  兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長  2012年4月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア事業部長  兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長  2013年1月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア事業部長  2013年6月 当社取締役、  執行役員海外事業本部中国・東アジア事業部長  2014年4月 当社取締役、執行役員経営企画本部長  2019年4月 当社取締役、執行役員経営企画本部長  兼エンジニアリング部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由  堀田昌人氏を取締役候補者とした理由は、同氏が国内営業部門、海外営業部門および経営企画部門を統括し、牽引してきた横断的な実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	13,391株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">むらた まさし <b>村田 雅詩</b> (1958年3月19日生)</p>  <p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <span data-bbox="251 822 326 857">社外</span> <span data-bbox="330 822 429 857">独立</span> </div>	<p>1983年4月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社）入社 1999年8月 同社退社、 参天製薬株式会社入社、社長室長</p> <p>2001年9月 同社医薬事業部事業企画グループ グループマネージャー</p> <p>2002年7月 同社医薬事業部眼科マーケティンググループ グループマネージャー</p> <p>2005年1月 同社医薬事業部事業戦略企画グループ グループマネージャー</p> <p>2007年4月 同社経営企画室長 2011年7月 Santen Inc. CAO（チーフ・アドミニスト レーティブ・オフィサー）</p> <p>2014年1月 参天製薬株式会社監査役室長 2016年6月 同社常勤監査役 2020年6月 同社シニアアドバイザー（現任） 2021年6月 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役就任予定</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 村田雅詩氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり、上場企業において、経営企画、国内・海外の事業戦略企画ならびに常勤監査役として全社事業の監査を通じて、企業経営全般に精通し、戦略、財務、ガバナンス等の知識と経験を有しており、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化と持続的な企業価値の向上に資するための監督、助言等をいただくことが期待できるためであります。</p>	—


- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村田雅詩氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が取締役を選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、村田雅詩氏が取締役を選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月23日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふくもと たかひさ <b>福元 隆久</b> (1967年8月2日生) 	1993年4月 兵庫県庁入庁 1994年3月 同庁退庁 1996年4月 弁護士登録、 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所 2003年4月 同事務所パートナー弁護士（現任） 2003年6月 川西倉庫株式会社社外監査役 2008年4月 兵庫県弁護士会副会長 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任） 2012年4月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）  補欠の社外監査役候補者とした理由 福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	—

- (注) 1. 福元隆久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

## ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、第1四半期連結会計期間では新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的な感染拡大による大幅な経済活動の落ち込みがありました。第2四半期連結会計期間以降は、経済活動の再開により回復の兆しが見られております。しかしながら、各国におけるワクチン普及のペースや財政出動の規模により回復の速度には国・地域ごとに差が見られ、また、ウイルスの新たな変異株の発生と拡大によっては大幅な景気下振れが想定されるなど、依然として先行きは不透明な状況が継続しています。

このような環境の下、企業価値である「Smiles for the Public ——人々が笑顔になれる社会をつくる——」を実現するため、モノ・ヒト両面を通じて「お客さまとのつながり」をより一層強める活動を行っており、2020年12月10日に、新研究開発拠点「ナレッジスクエア」をグランドオープンしました。多種多様な人々や情報が集い、新しい価値を共に創り出す「共創」の場として活用を開始しております。国内では、引き続き警戒の必要な自然災害への対策や、新たな社会・生活様式に沿った価値の提供を展開しております。具体的にはパーティション取付型会話補助システムやハンズフリー拡声器、“密”回避を目的とした混雑状況配信ソリューションの提供などのラインナップを軸に、新たな社会・生活様式におけるコミュニケーションの課題解決に貢献してまいりました。

また、世界5地域でのマーケティング活動の効率を高めるため、新たなシステム基盤を導入・稼働し、それぞれの市場環境に応じてユーザーの満足度をより高いレベルで実現させる取り組みを進めてまいりました。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた環境下においても、多様な働き方やデジタルツールへの投資等を通じて、継続した事業活動とその効率化を推進しております。

しかしながら、世界的な経済活動の停滞の影響を受け、当期の売上高は40,575百万円（前年同期比△4,493百万円、10.0%減）となりました。利益については、販売費及び一般管理費は削減しましたが、営業利益は2,293百万円（前年同期比△1,171百万円、33.8%減）、経常利益は2,558百万円（前年同期比△1,019百万円、28.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,596百万円（前年同期比△469百万円、22.7%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は27,562百万円（前年同期比△1,850百万円、6.3%減）、セグメント利益（営業利益）は6,139百万円（前年同期比△635百万円、9.4%減）となりました。

鉄道車両向けの出荷や、減災・防災市場等の官公需向けの販売は伸長しましたが、経済活動の停滞の影響により民需が低迷したことを受け、セグメント全体では売上高は減少しました。原価率の改善や販売費及び一般管理費の減少はありましたが、減収によりセグメント利益は減少しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は5,927百万円（前年同期比△1,528百万円、20.5%減）、セグメント利益（営業利益）は1,010百万円（前年同期比△362百万円、26.4%減）となりました。

ベトナムでは官公庁向け大型案件等の納入が進むなど、販売は伸長しました。インドネシアやマレーシアでは一部大型案件の納入はありましたが、経済活動停滞の影響により、特に重点市場である宗教施設市場向けの販売が低迷し、売上高は減少しました。タイでの販売も低迷し、セグメント全体での売上高は減少しました。販売費及び一般管理費の減少はありましたが、減収によりセグメント利益は減少しました。

(欧州・中東・アフリカ)

売上高は3,895百万円（前年同期比△486百万円、11.1%減）、セグメント利益（営業利益）は313百万円（前年同期比△199百万円、39.0%減）となりました。

第4四半期連結会計期間において、回復の兆しは見られたものの、欧州主要国、中東、南アフリカでの経済活動の停滞の影響により、売上高、セグメント利益は減少しました。

(アメリカ)

売上高は1,640百万円（前年同期比△507百万円、23.6%減）、セグメント利益（営業利益）は33百万円（前年同期比△104百万円、75.5%減）となりました。

アメリカでは、複数の大型案件の納入が進みましたが、小売店向けの音響機器の販売が伸び悩み、売上高は減少しました。カナダでの教育市場向けの販売は伸長しましたが、為替円高による影響で売上高は減少しました。セグメント全体での減収により、セグメント利益は減少しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,549百万円（前年同期比△120百万円、7.2%減）、セグメント利益（営業利益）は165百万円（前年同期比△15百万円、8.7%減）となりました。

香港や台湾では複数の大型案件の納入が進み、販売は伸長しました。中国でも、一部官公庁向け大型案件等の納入が進みましたが、販売全体が伸び悩み、売上高、セグメント利益は減少しました。

## ② 設備投資および資金調達の状況

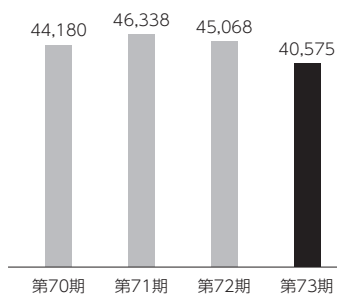
当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、主に、ナレッジスクエアにおける建物および構築物等の新設ならびに国内および海外生産子会社における生産設備の取得などがあります。この総額は1,540百万円であり、自己資金により充当しました。

### ③ 財産および損益の状況の推移

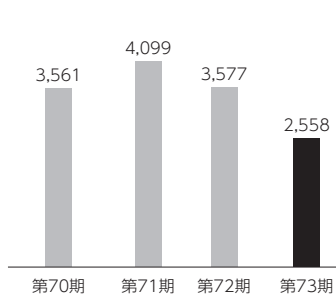
区 分	第70期 2018年3月期	第71期 2019年3月期	第72期 2020年3月期	第73期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	44,180	46,338	45,068	40,575
経常利益 (百万円)	3,561	4,099	3,577	2,558
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,138	2,504	2,065	1,596
1株当たり当期純利益 (円)	63.16	73.97	60.99	48.87
総資産 (百万円)	57,824	57,742	58,653	58,572
純資産 (百万円)	45,786	45,689	44,780	46,365
1株当たり純資産額 (円)	1,284.69	1,275.99	1,262.02	1,365.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 第71期より、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用し、第70期の総資産額について遡及処理後の数値を表示しております。

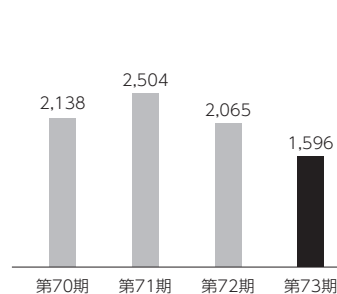
■ 売上高 (百万円)



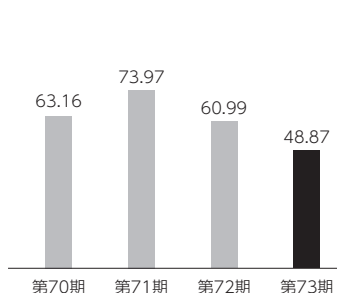
■ 経常利益 (百万円)



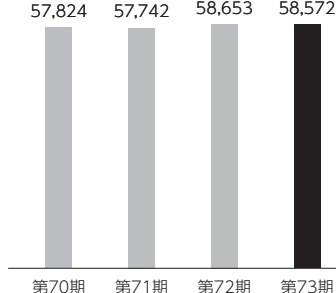
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



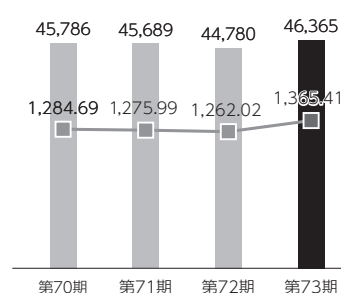
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円) ■ 1株当たり純資産額 (円)





#### ④ 対処すべき課題

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を受け、新たな社会・生活様式に対応したソリューションとして、パーティション取付型会話補助システムやハンズフリー拡声器、“密”回避を目的とした混雑状況配信ソリューションなどの提供を開始し、また、世界5地域でのマーケティング活動のデジタル化・効率化を加速させるとともに、全社で多様な働き方やデジタルツール等の活用による業務効率化を推進してまいりました。

今後、当社グループが対象とするPublic（社会）のあり方は加速度的に変容していくものと認識しております。コロナ禍において急速に浸透したデジタル・リモート化は常態化しさらに進化していくものであり、リアル空間では都市機能や人流の分散化、用途の多様化・複合化が進むとともに、これまで以上にその体験価値が求められるものと考えます。

当社グループとして、このような大きな変化の中で持続的な成長を実現していくためには、これまで専門メーカーとして培ってきた当社グループの強みである「音の報せる力」を、これからの社会の人々の安心・信頼・感動の体験のさらなる向上へ向けアップデートさせるとともに、長期的なビジョンのもと将来の事業環境変化に柔軟に適応し、事業を通じて社会に貢献し続けていくことが重要と考えます。

このような認識のもと、当社グループの将来の目指す姿として、2030年を見据えた経営ビジョン「Dr.Sound -社会の音を良くするプロフェッショナル集団- になる」を掲げ、その実現に向けた活動をスタートいたします。これまで当社グループが提供してきた屋内外の各種環境や人々の多様性に応じた「聴こえる音、聴き取り易い音」に加え、私たちを取り巻くパブリック空間の音＝「社会の音」がもたらす人々の安心・信頼・感動の体験そのものの創出に、よりアプローチできる価値の実現・提供を進めていくことで、お客さまに選ばれる良い音体験の継続的提供を通じ、社会課題の特定、解決、改善の一連のサイクルをお客さまとともに実現していく姿を目指します。

特に直近の2年間である2021年度および2022年度においては、こうした経営ビジョン実現に向けた体制を早期に実現するべくグローバルでの収益力・競争力の向上と新たな成長基盤の構築を推進してまいります。

## ⑤ 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	映像関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連、映像関連製品のエンジニアリングおよび施工、鉄道車両関連製品のエンジニアリングおよび製造販売
株式会社ジーバック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理および運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連製品の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東、北アフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国、サブサハラアフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	RMB 50,000千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイ、ラオスにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	100%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	音響関連および映像関連製品の開発および生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

- (注) 1. 議決権の所有割合欄の( )内は、間接所有割合を内数として表示しております。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。  
3. 得技電子(深圳)有限公司は、2021年3月31日現在清算手続中であります。

## ⑥ 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

区分	主要な製品
音響分野	非常用放送設備、業務用放送設備、ワイヤレスシステム、ネットワークPAシステム、インターカムシステム、サウンドシステム、拡声放送機器
映像分野	ネットワークカメラシステム、フルHD同軸カメラシステム、アナログカメラシステム
鉄道車両分野	車両内放送設備、カメラシステム、電光表示器

## ⑦ 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

- (1) 当社本社 (神戸市……………海外営業・管理部門)  
 ナレッジスクエア (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)  
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし全国34営業所)
- (2) 子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、  
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニアリング等拠点 TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、  
 株式会社ジーベック (神戸市)
- 海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、  
 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、  
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、  
 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、  
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、  
 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、  
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、  
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、  
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、  
 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、  
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、  
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、  
 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、  
 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED (ベトナム)
- 海外生産拠点 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、  
 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、  
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、  
 得技電子(深圳)有限公司 (中国)

**⑧ 従業員の状況** (2021年3月31日現在)**(1) 当社グループの従業員数**

	従業員数	前期末比増減
当 社	818名	2名減
国内生産拠点	256名	10名減
国内エンジニアリング等拠点	164名	3名減
海外販売拠点	462名	5名増
海外生産拠点	1,320名	282名減
合 計	3,020名	292名減

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

**(2) 当社の従業員数**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
818名	2名減	42.8歳	16.4年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。  
2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

**⑨ 主要な借入先** (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	600百万円
株式会社三井住友銀行	200百万円
株式会社みずほ銀行	412百万円

**⑩ その他当社グループの現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株  
 ② 発行済株式の総数 32,519,423株 (自己株式2,017,212株を除く)  
 ③ 株主数 3,513名  
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
T O A 取引先持株会	2,447千株	7.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,073	6.38
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	6.15
井谷憲次	1,673	5.15
株式会社三菱UFJ銀行	1,624	4.99
システムックス株式会社	1,457	4.48
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.99
株式会社三井住友銀行	1,188	3.66
井谷博一	993	3.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	736	2.26

(注) 持株比率は、自己株式 (2,017千株) を控除して算出しております。

### ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

区分	株式の種類および数	対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 30,082株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、3. 会社役員に関する事項⑤取締役および監査役の報酬等に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井 谷 憲 次	
取締役社長 (代表取締役)	竹 内 一 弘	
取 締 役 (常務執行役員)	増 野 善 則	海外事業本部長 欧州・中東・アフリカ事業部、中国・東アジア事業部担当
取 締 役 (執行役員)	寺 前 順 一	SCM本部長 鉄道車両推進部担当
取 締 役 (執行役員)	堀 田 昌 人	経営企画本部長 エンジニアリング部担当
取 締 役	谷 和 義	株式会社指月電機製作所 社外取締役
取 締 役	岡 崎 裕 夫	公益財団法人フジシール財団 理事長
監 査 役 (常 勤)	西 垣 岳 史	
監 査 役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長
監 査 役	道 上 明	神戸ブルースカイ法律事務所 所長 極東開発工業株式会社 社外取締役 近畿弁護士会連合会 理事長

- (注) 1. 取締役谷和義氏および岡崎裕夫氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小林茂信氏および道上明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役西垣岳史氏は、当社子会社の経営者として長きにわたり経営経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役道上明氏は、弁護士の資格を有しており、法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役谷和義氏が社外取締役を務める株式会社指月電機製作所との間に、重要な取引関係はありません。
7. 当社は、取締役岡崎裕夫氏が理事長を務める公益財団法人フジシール財団との間に、重要な取引関係はありません。
8. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
9. 当社は、監査役道上明氏が所長を務める神戸ブルースカイ法律事務所、同氏が社外取締役を務める極東開発工業株式会社および同氏が理事長を務める近畿弁護士会連合会との間に、重要な取引関係はありません。なお、同氏は、2021年3月31日付で近畿弁護士会連合会の理事長を退任しております。
10. 取締役谷和義氏および岡崎裕夫氏ならびに監査役小林茂信氏および道上明氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

## ② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

### (1) 就任

2020年6月23日開催の第72回定時株主総会において、西垣岳史氏が監査役に選任され、就任いたしました。

### (2) 退任

2020年6月23日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、監査役田中利秀氏は任期満了により退任いたしました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ⑤ 取締役および監査役の報酬等

### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (社外取締役を除く)	5	89	18	68	1
社 外 取 締 役	2	13	12	0	—
監 査 役 (社外監査役を除く)	2	19	19	—	—
社 外 監 査 役	2	10	10	—	—
合 計	11	132	61	69	1

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (2) 業績連動報酬等に関する事項

当社は、企業価値の持続的向上を図るため、全取締役に対して、前事業年度連結最終利益に比例させた業績連動報酬等を業績給として支給しております。当該業績給の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、株主に還元可能な利益である親会社株主に帰属する当期純利益を指標として採用し、当期純利益の実績金額に取締役の職位に応じて予め定めた係数によって算定しております。

なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益（選定した業績指標）の推移は、  
1. 当社グループの現況に関する事項③財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

### (3) 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて、株主とのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、代表取締役および業務執行取締役に對して株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、譲渡制限付株式とし、株式報酬を交付する割合は、取締役の個別の金銭報酬総額の20%相当を目安とし、非金銭報酬等の対象とすることを原則としております。また、割当株式数は、各取締役の職位、成果に応じて付与するものとし、その詳細は、各対象取締役との間に締結する譲渡制限付株式割当契約に基づくものとしております。



#### (4) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該報酬限度額とは別枠で、2019年6月20日開催の第71回定時株主総会において、代表取締役および業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額1億円以内および普通株式の総数を年120,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の代表取締役および業務執行取締役の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### (5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### ①決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を任意の諮問機関である報酬委員会（委員は、代表取締役および社外取締役2名の合計3名）に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月12日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ②決定方針の内容の概要

- i. 当社取締役の報酬等は、会社の持続的な成長に寄与するため、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。
- ii. 取締役の報酬等は、金銭報酬である固定報酬（職責給、成果給）、業績連動報酬等（業績給）および非金銭報酬等で構成しております。固定報酬のうち、職責給は当年度の職位に応じて固定額を定めて決定し、成果給は代表取締役および業務執行取締役の担当職責に対する成果を反映する報酬であり、職責給に対する割合を職位別に定めて決定しております。金銭報酬は毎月を単位とする定期支給とします。取締役のうち、代表取締役および業務執行取締役に対しては、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等を適用し、監督機能を担う非業務執行取締役に対しては、固定報酬の職責給および業績連動報酬等を適用しております。
- iii. 取締役の報酬等の構成割合は、原則として、金銭報酬80%、非金銭報酬20%を目安としております。代表取締役および業務執行取締役の報酬割合は、当社の事業展開および人材確保の観点から企業規模に鑑みた水準を勘案し、上位の職責を負う職位ほど業績連動報酬等のウエイトが高まる構成としております。

##### ③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の諮問機関である報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め、報酬水準、業績評価、構成割合等について総合的な審議を行ったうえで取締役会に答申しております。取締役会は、この審議・答申の内容を確認した結果から決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬等は、経営に対する独立性、客観性を確保する観点から、固定報酬（職責給）のみで構成され、各監査役の報酬等は、監査役の協議によって決定しております。また、当社では、取締役および監査役に対し、退職慰労金制度を設けておりません。

**(6) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役会において、代表取締役社長竹内一弘に具体的な決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、その委任した権限の内容は、自己を含めた各取締役の報酬等の確定額および成果配分の決定です。

取締役会は、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるようにするため、予め任意の諮問機関である報酬委員会での審議を行い、取締役会に答申する措置を講じており、客観性、透明性を確保したうえで、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬等の内容につき、必要に応じて、取締役会に答申または報告を行うものとします。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況 (出席回数/開催回数)	主な活動状況
社外取締役	谷 和義	取締役会 14回/16回	取締役会の議案・審議等について、主に技術者や企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役	岡崎 裕夫	取締役会 16回/16回	取締役会の議案・審議等について、主に国内外における管理部門責任者や企業経営者として培ってきた高い見識や豊富な経験に基づき、独立した客観的視点から経営に対する積極的な発言を行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	小林 茂信	取締役会 16回/16回 監査役会 15回/15回	取締役会および監査役会において、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案・審議に関する財務、会計等について、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	道上 明	取締役会 16回/16回 監査役会 15回/15回	取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議に関する法務、コンプライアンス等について、適宜必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### ② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	45百万円	1百万円
子 会 社	—	—
合 計	45百万円	1百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### ③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

### ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、業績に連動した配当を行うことをより明確にするため、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>36,322</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,759</b>
現金及び預金	16,838	支払手形及び買掛金	2,704
受取手形及び売掛金	9,095	短期借入金	1,271
商品及び製品	6,242	リース債務	273
仕掛品	554	未払法人税等	261
原材料及び貯蔵品	2,916	賞与引当金	150
その他	728	製品保証引当金	36
貸倒引当金	△53	その他	2,062
<b>固定資産</b>	<b>22,250</b>	<b>固定負債</b>	<b>5,447</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,749</b>	リース債務	638
建物及び構築物	6,443	繰延税金負債	1,560
機械装置及び運搬具	409	退職給付に係る負債	2,504
工具器具及び備品	583	その他	743
土地	2,453	<b>負債合計</b>	<b>12,207</b>
リース資産	839	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	19	<b>株主資本</b>	<b>39,790</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,347</b>	資本金	5,279
のれん	444	資本剰余金	5,061
ソフトウェア	628	利益剰余金	30,819
ソフトウェア仮勘定	52	自己株式	△1,370
その他	221	その他の包括利益累計額	4,611
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,154</b>	その他有価証券評価差額金	5,708
投資有価証券	9,073	為替換算調整勘定	△1,168
繰延税金資産	326	退職給付に係る調整累計額	72
退職給付に係る資産	3	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,962</b>
その他	752	<b>純資産合計</b>	<b>46,365</b>
貸倒引当金	△0	<b>負債純資産合計</b>	<b>58,572</b>
<b>資産合計</b>	<b>58,572</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,575
売 上 原 価		23,266
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>17,308</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,014
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,293</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	28	
受 取 配 当 金	99	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	44	
助 成 金 収 入	130	
雑 収 入	94	398
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65	
為 替 差 損	43	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	4	
雑 損 失	20	133
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,558</b>
特 別 損 失		
解 体 撤 去 費 用	11	11
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,547</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	658	
法 人 税 等 調 整 額	134	793
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,754</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		157
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>1,596</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>17,480</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,762</b>
現金及び預金	7,535	買掛金	1,443
受取手形	1,939	リース債務	10
売掛金	4,939	未払金	414
製品	2,364	未払法人税等	101
仕掛品	107	未払費用	340
原材料及び貯蔵品	253	その他	450
前払費用	143	<b>固定負債</b>	<b>4,228</b>
その他	226	リース債務	30
貸倒引当金	△30	退職給付引当金	2,075
<b>固定資産</b>	<b>23,464</b>	繰延税金負債	1,524
<b>有形固定資産</b>	<b>7,786</b>	その他	596
建物	4,799	<b>負債合計</b>	<b>6,990</b>
構築物	343	<b>純資産の部</b>	
機械装置	0	<b>株主資本</b>	<b>28,245</b>
工具器具及び備品	406	<b>資本金</b>	<b>5,279</b>
土地	2,217	<b>資本剰余金</b>	<b>6,824</b>
リース資産	6	資本準備金	6,808
建設仮勘定	12	その他資本剰余金	15
<b>無形固定資産</b>	<b>689</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>17,511</b>
ソフトウェア	542	利益準備金	679
ソフトウェア仮勘定	52	その他利益剰余金	16,831
リース資産	35	別途積立金	2,930
その他	59	繰越利益剰余金	13,901
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,988</b>	<b>自己株式</b>	<b>△1,370</b>
投資有価証券	9,071	<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,708</b>
関係会社株式	4,949	その他有価証券評価差額金	5,708
関係会社出資金	670	<b>純資産合計</b>	<b>33,953</b>
その他	297	<b>負債純資産合計</b>	<b>40,944</b>
貸倒引当金	△0		
<b>資産合計</b>	<b>40,944</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



## 損益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,629
売 上 原 価		17,537
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>11,092</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,108
<b>営 業 利 益</b>		<b>983</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	417	
雑 収 入	60	478
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
為 替 差 損	0	
雑 損 失	5	13
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,448</b>
特 別 損 失		
解 体 撤 去 費 用	11	11
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,437</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	242	
法 人 税 等 調 整 額	127	370
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,067</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

Ｔ Ｏ Ａ 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＴＯＡ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

Ｔ Ｏ Ａ 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＴＯＡ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 西 垣 岳 史 ㊟

社外監査役 小 林 茂 信 ㊟

社外監査役 道 上 明 ㊟

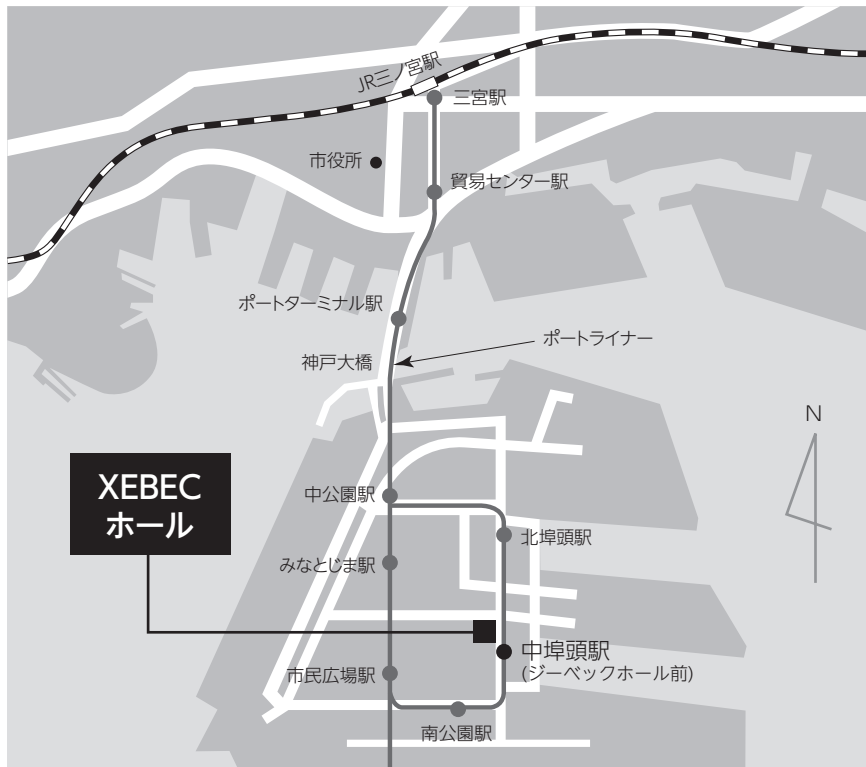
以 上



## 株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



### 交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）

「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車

西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）

### 経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
- 一、取引先が安心して取引きできるようにする。
- 一、従業員が安心して働けるようにする。

TOAグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行ってまいります。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。